

学校法人京都産業大学「サギタリウス基金」京のまち下宿支援奨学金【募集要項】

1. 制度概要

制 度 目 的	真摯に学業に取り組んでいるものの、経済的理由により学費納入又は修学の継続が困難な下宿学生に対し、学費額の一部を奨学金として給付することにより経済的負担を軽減し、学業に専念できるようにすることを目的とする。
給付・貸与の別	給付
対 象 者	1年次の学部学生(外国人留学生を除く)
採 用 人 数	100名以内
奨 学 金 額	20万円 ※大学が設置している学生寮に入寮している者は10万円
出 願 資 格	次の(1)～(8)の資格をすべて満たしていること。 (1) 1年次の学部学生(外国人留学生を除く。) (2) 自宅外通学者(大学が設置している学生寮に入寮している者を含む。)のうち京都市内に居住する者(2022年10月1日現在) (3) 学生が大学に届け出ている保証人及びその配偶者の住所が京都市外であること (4) 住居の契約者が、学生本人又は学生が大学に届け出ている保証人若しくはその配偶者であること (5) 日本学生支援機構奨学金又は地方公共団体及び民間奨学団体等から奨学金の貸与又は教育ローンの融資を受けている者 (6) 家計が、日本学生支援機構第一種奨学金推薦基準の収入基準額以下である者 (7) 次号に定める単位数を満たし、経済的理由により学費納入又は修学の継続が困難な者 (8) 春学期における卒業要件科目での修得単位数が18単位以上である者
採 用 手 続	奨学生として採用決定した者は、所定の期日までに「誓約書」、「奨学金振込口座届」、「振込口座の通帳コピー」を提出すること。
支 給 時 期	12月下旬(予定)
支 給 方 法	学生本人が指定する本人名義の口座に銀行振込みとする。
奨学生の期間	奨学生の期間は、奨学金給付の年度限りとする。
失 格	奨学生が、奨学金の給付を受けた年度内に、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生の資格を失うものとする。 (1) 休学したとき。 (2) 除籍又は退学により、学籍を失ったとき。 (3) 出願書類に虚偽の記載があったと判明したとき。 (4) 懲戒処分を受けたとき。 (5) その他本学学生としてふさわしくない行為を行ったとき。 奨学生の資格を失った者は、奨学金の全額を一括返還しなければならない。

2. 提出書類

<p>(1) 奨学生願書</p>	<p>① 願書の様式データはPOSTのキャビネットに保存されていますので各自でダウンロードをして印刷してください。</p> <p>② 本人が黒のボールペンで記入すること。(消えるボールペンは不可)</p> <p>③ <u>必ずA4サイズ(1枚)で印刷してください。</u></p> <p>【データ保存場所】 キャビネット一覧 > 学生用キャビネット > 15 奨学金関係 > 京のまち下宿支援奨学金</p>
<p>(2) 学業成績表</p>	<p>① 春学期の成績が反映された学業成績表をPOSTから印刷して提出してください。</p> <p>② 証明書発行サービスで発行した「成績証明書」では受付できません。</p> <p>③ <u>必ずA4サイズ(1枚)で印刷してください。</u></p>
<p>(3) 住居契約書 ※大学が設置している学生寮に入寮している場合は提出不要</p>	<p>① 必ず契約者名が記載されていることを確認してください</p> <p>② A4サイズでコピーをして提出してください</p>
<p>(4) 住民票</p>	<p>① 家族全員が記載された住民票を提出してください。</p> <p>② 令和4年3月1日以降の日付で発行された住民票を提出してください。</p> <p>※コピー可</p>
<p>(5) 令和4年度 市民税・県(府)民税課税証明書</p>	<p>① 居住する市区町村役場(税務署ではありません)で発行される令和3年分の所得・扶養家族数等を証明する書類です。</p> <p>② 父・母両方の証明書を提出してください。</p> <p>③ 収入のない人(例えば専業主婦等)も「市民税・県(府)民税(非)課税証明書」が発行されます。</p> <p>※コピー可</p> <p>※次の書類は証明書として認められませんので注意してください。 「納税証明書」「市民税・県(府)民税特別徴収税額の通知書」</p>
<p>(6) 収入に関する証明書</p>	<p>① 「3. 収入に関する証明書類」を参照し、所得の種類及び収入状況に該当する証明書を提出してください。</p> <p>② 父・母両方の証明書を提出してください。</p> <p>③ <u>必ずA4サイズで印刷してください。</u></p> <p>※コピー可</p>
<p>(7) 特別控除証明書 ※提出が必要な方のみ任意で提出</p>	<p>① 願書に記載した家族で、「4. 特別控除に必要な証明書」の区分欄に該当する世帯である場合は、それぞれ該当する証明書を提出することで特別控除が受けられます。</p>

※提出された書類は返却できませんので十分にご注意ください。

3. 収入に関する証明書類（各証明書類のコピー）

所得の種類		証明書について		発行者
1	給与 パート アルバイト 日雇労働	給与所得者	「令和3年分給与所得の源泉徴収票」 (源泉徴収票の「支払金額」を収入額とする)	勤務先
		給与所得者だが1年間分の源泉徴収票を提出できない ※右記の①が提出できない場合は、②を提出すること (例) 中途就職者・退職者 パート給与者	①「給与支払見込証明書」 (年間分を現在の勤務先で作成してもらう)	勤務先
			②源泉徴収票に併せて、直近3か月分の給与明細書を添付し、それを基にボーナス支給の有無を確認して、推算した年収見込額を事情書に記入し提出する ◆中途就職者・退職者は「源泉徴収票」(1年分が記載されていなくても提出が必要)を併せて提出する ◆給与明細から年収を計算する場合は、交通費は算入しない	勤務先
		収入が不定期で、1年間分の給与明細や源泉徴収票が無い (例) アルバイト・日雇労働等	直近3か月分程度の給与明細書を添付し、それを基に推算した年収見込額を事情書に記入し提出する ◆給与明細から年収を計算する場合は、交通費は算入しない	
	海外勤務中で、収入証明が外貨建てになっている	「国内俸給支払証明書」等(日本円に換算したもの)	勤務先	
2	年金	年金を受給中 ※右記の①が提出できない場合は、②を提出すること	①「令和3年分(公的)年金等の源泉徴収票」 ②直近の「年金支払通知書・改定通知書」	支払先
3	商・工・農・林・水産 自由業・家賃・地代	確定申告をしている ※右記の①又は②等を提出すること	①「令和3年分の所得税の確定申告書」(控) ②「所得税青色(白色)申告決算書」・「農業経営確立助成補助金確定通知書」・「農業所得収支内訳書」等	税務署 市町村役場
	事業者	外交員(代理店)	①「令和3年分(報酬、料金、契約金(及び賞金)の支払調書)」 ②「令和3年分の所得税の確定申告書」(控)	勤務先支払者 税務署
4	失業している	雇用保険を受給中 ※右記の①が提出できない場合は②を提出すること	①「雇用保険受給資格者証」 ②「雇用保険被保険者離職票」と併せて、事情書を提出する	公共職業安定所 (ハローワーク) 事情書
5	預貯金の取り崩し	預貯金・退職金の利子等で生活する予定	「退職金支払証明書」、「退職所得の源泉徴収票」等可能な証明を提出し、併せて、預貯金の取り崩し状況等今後の生活費の見込を事情書で提出する	退職前の勤務先 事情書
	廃業(開業)	個人事業の廃止(開業)	「個人事業の開廃止等の届出書」と併せて、今後の生活費の見込を事情書で提出する	税務署 事情書
	専業主婦等	無収入	金額が記載された課税証明書の提出のみで可 (収入が無い場合は、所得「0円」と記載される)	市町村役場
6	生活保護扶助料	①「生活保護決定(変更)通知書」 ②「生活保護支払通知書」 ③「生活保護法による保護受給証明書」 ※上記①～③のいずれか、受給金額が記載されているものを提出する	社会福祉事務所 市町村役場	
7	傷病手当	「国庫金振込通知書」(支給期間を確認する)	各保険の加入省庁	
8		①親戚・縁者等から援助を受けている場合 ②収入が極端に少なく、生活費の出所が説明できない場合等、収入項目のすべてに当てはまらない場合等は、書類を提出するに先立って事前に、学生部に相談のうえ事情書を作成すること	事情書	

◆事情書・内訳計算書は、POSTのキャビネットから様式をダウンロードしてA4サイズで印刷すること

4. 特別控除に必要な証明書

区 分		証 明 書		発 行 者
1	障がい者	1	「身体障害者手帳」	市区町村役場
		2	「療育手帳」	
		3	「精神障害者保健福祉手帳」	
		4	「介護保険被保険者証」 ◆要介護度が④～⑤は税法上の障がい者控除対象者となる	
◆障害のある該当者名等が記載してある手帳面をコピーして提出してください				
2	長期療養者 (出願時、6か月以上に渡り療養中の者又は今後療養を要する者)	1	「医療費明細書」又は「医療費支払領収書」 ◆実際に自己負担した医療費のみ控除対象となる	医師・病院・薬局 介護サービス提供事業者 事情書・内訳計算書
		2	症状により通院に必要な交通費の領収書・明細書を添付し、事情書・内訳計算書を提出する	
3	原子爆弾被爆者 公害疾病認定患者	1	「被爆者健康手帳」	該当する地区の保険所
		2	「公害医療手帳」	
4	災害（火災・風水害）	1	「罹災証明（家屋等の被害）」 「罹災継続証明書」（2年目の場合） 罹災による損害額の事情書	市区町村役場 消防署（火災） 警察署（盗難） 事情書
	災害（盗難の被害）	2	「盗難届」及び被害額の事情書	
5	家計支持者が別居している世帯 (単身赴任)	単身赴任の別居のため特別に支出した年間分の実費額を証明する領収書及び事情書・内訳計算書を提出する		領収書 事情書・内訳計算書

【注意事項】

1. 上記2「長期療養者」について

- (1) 出願時において、6か月以上に渡り、療養中の者又は今後療養を必要とする者のいる世帯（すでに療養を終わった場合は対象になりません）
- (2) 証明書類となる「医療費明細書」又は「医療費支払領収書」は、遡って1年間に支払った医療費の自己負担分が控除できます。
◆領収書等書類は自己負担した支払額を集計し、①項目別・月別毎の合計を②事情書・内訳計算書に記入し提出してください。
◆保険組合等から療養費付加金等給付（払戻）される金額は除外してください。
- (3) 医療費控除の対象となる項目は、はり・灸・マッサージ、柔道整骨費等に対して支払う診療費等で、看護人に対する費用も対象となります。また、症状により通院に必要な交通費も認められますので、交通費の事情書・内訳計算書を提出してください。

2. 上記4「災害」について

出願時の前年から出願時まで長期（2年以上）にわたり、災害による被害の支出が大幅に増大又は収入が減少した場合は、出願時から2年間に遡って、その平均損害額を年間分として控除することができます。

- ◆罹災による損害額の作成は、①日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料、家具の購入費・修理費等の被災金額、②生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合は 長期に渡って収入減を予想される年間金額を事情書・内訳計算書に集計して提出してください。
- ◆保険金、補償金等によって補填される金額は除外してください。

3. 上記5「家計支持者が別居している世帯」（単身赴任）について

別居に伴い実際に支払った「住居費」・「光熱水料（電気・ガス・水道）」・「家具」・「家事用品」の実費額に限定して、71万円を上限に控除できます。

- ◆食費・衛生娯楽費等は計算に含まれません。
- ◆1年間分の領収書（金融機関振替引き落としの通帳のコピー可）等を①項目別・月別の合計を②事情書・内訳計算書に記入し提出してください。
- ◆領収書のないものについては控除されません。